

保育所と幼稚園への選択と競争の導入 —準市場とサードセクターの再構築

プレゼンテーション資料

2015年2月19日

朝川 知昭

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

独立行政法人 経済産業研究所 (RIETI)

<http://www.rieti.go.jp/jp/index.html>

子ども・子育て支援新制度等について

行政説明資料

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実
施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業（新規）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育訪問支援事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

- ・実費徴収補足給付事業（新規）
- ・多様な主体参入促進事業（新規）

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模なで家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

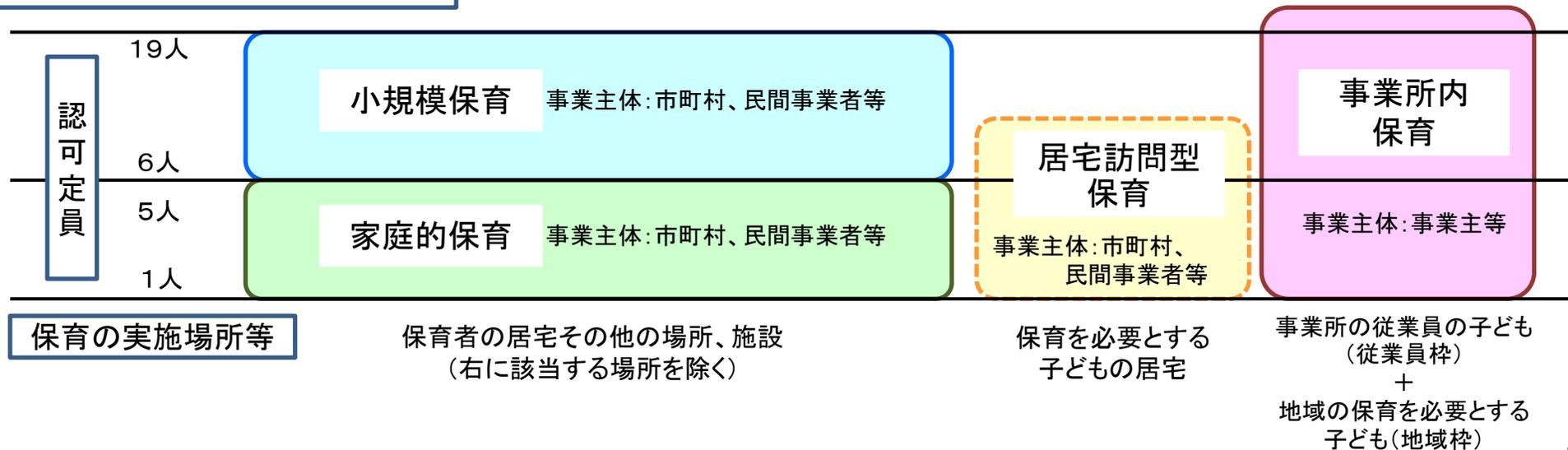
◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

《現行制度》

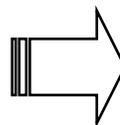
《改正後》

幼保連携型
(594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

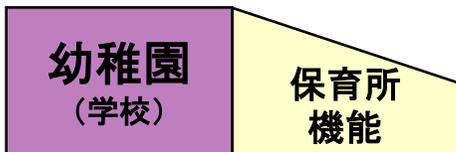


幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ



保育所型
(155件)

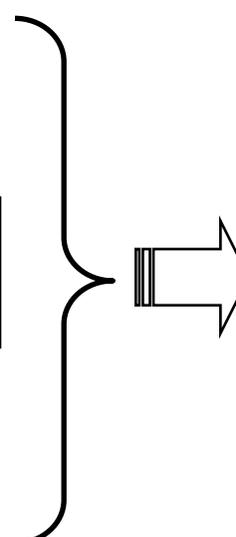
※設置主体制限なし



地方裁量型
(33件)

※設置主体制限なし

幼稚園機能
+
保育所機能



- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進



◆ 主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



④ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度を目途に新制度の施行を想定

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.35兆円

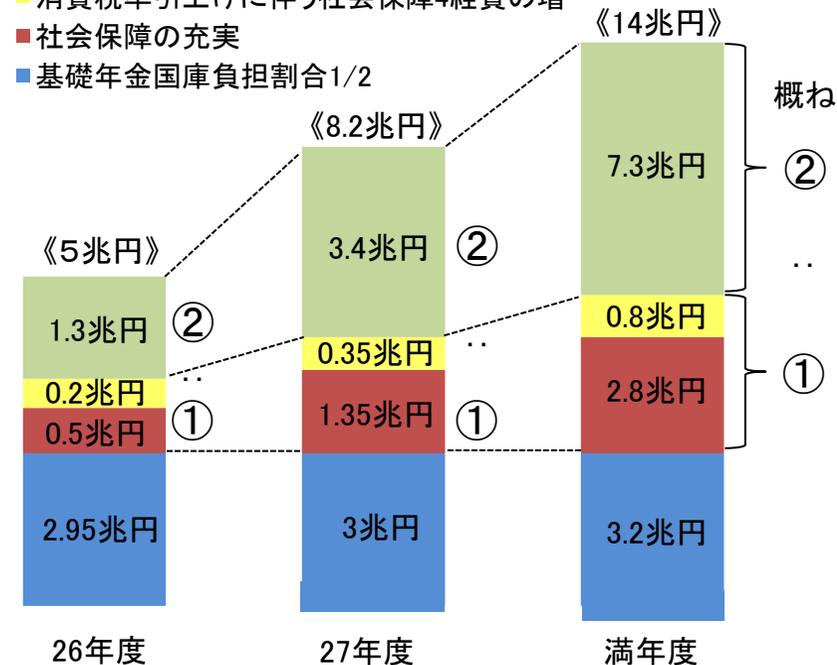
○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2



（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

- 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

- 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。
- 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

(参考)
平成26年度
予算額

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案 (注1)	国分		地方分		
			国分	地方分			
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 (注3)	2,649		2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142		80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 (注4)	6		64	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904	602	301		544	
		392	277	115		353	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241		—	
		1,051	531	520		—	
		236	118	118		43	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612		612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832		—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0		—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31		42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110		—
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154		298	
年 金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0		10	
合 計		13,620	6,786	6,833		4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

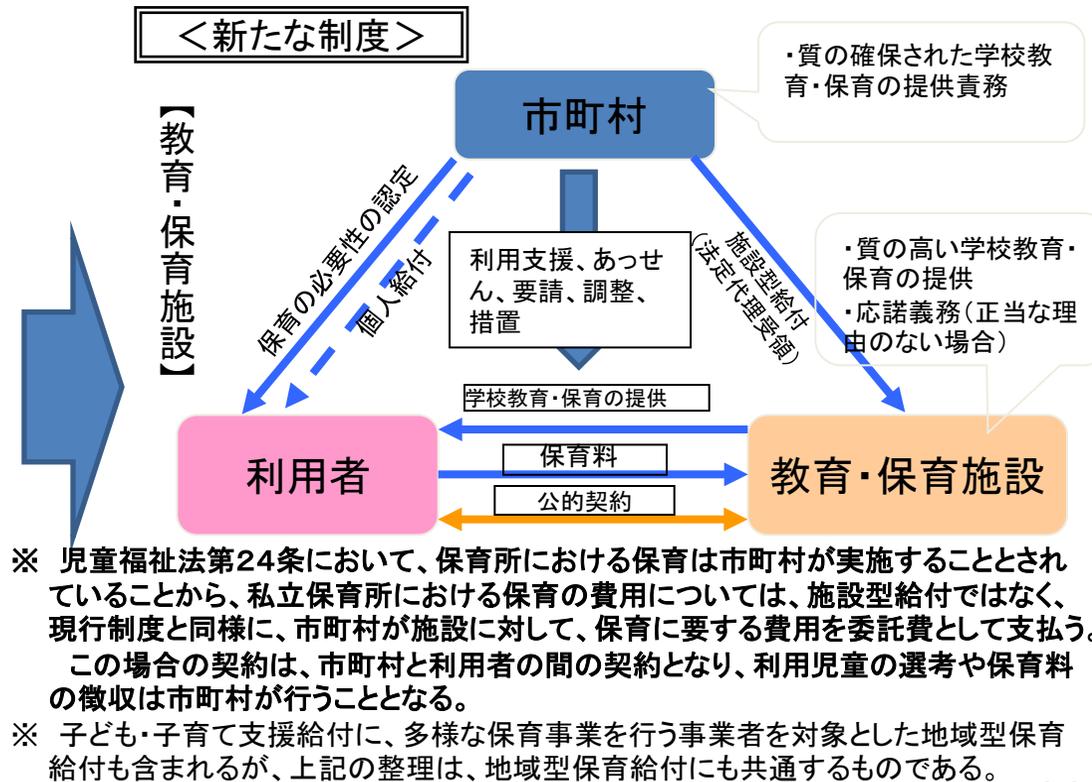
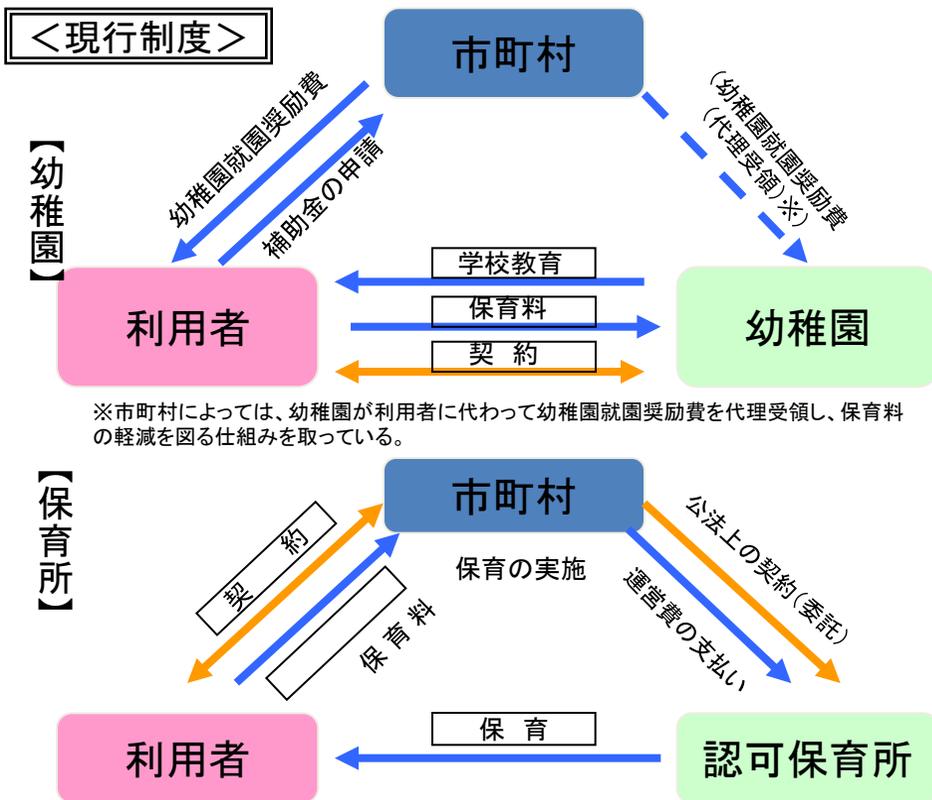
(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

本制度における行政が関与した利用手続き

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
 - ※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。



保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
 - ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
 - ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
 - ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
 - ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
 - ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
 - ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
 - ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
 - ② 妊娠、出産
 - ③ 保護者の疾病、障害
 - ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤ 災害復旧
 - ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
 - ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

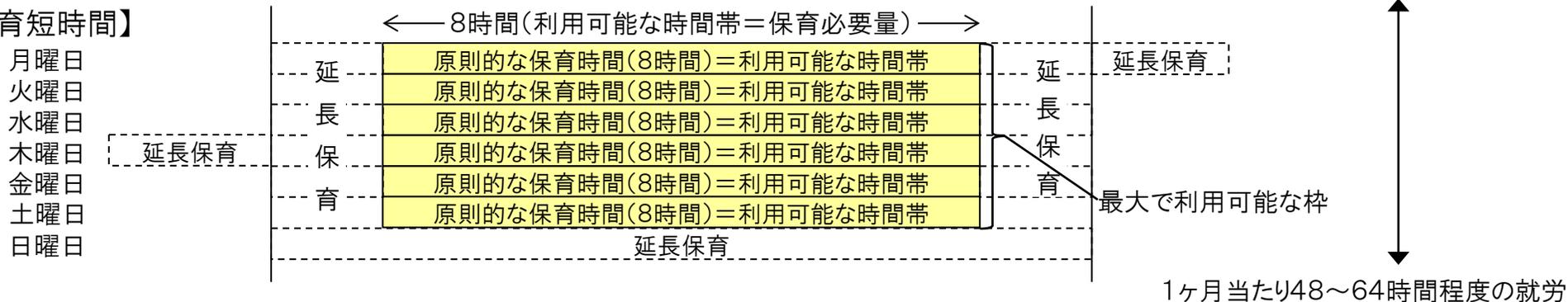
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



市町村子ども・子育て支援事業計画について

- 子ども・子育て支援新制度では、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等について、事業計画を策定し、
 - ・潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で（「量の見込み」）
 - ・これに対応する提供体制を計画的に整備する（「確保方策」）仕組みとしている。
- 現在、多くの市町村で、事業計画の策定作業の最終段階にあるが、今般、都道府県を通じて進捗状況の報告を求めたところ、その全国集計値の概要は次ページ以降のとおり。
- なお、数値は全て精査中のものであり、今後変更等ありうる。

【対象範囲】

- ・幼児期の学校教育・保育（1号認定、2号認定、3号認定）
- ・地域子ども・子育て支援事業（「実費徴収に伴う補足給付事業」を除く）

【数値の内容】

- ・実績値については、原則として平成25年度の数値を記載している。ただし、平成25年度の数値を把握していないものについては、直近の年度の数値を記載している。
- ・平成29年度、平成31年度については、原則として「量の見込み」の全国集計値を記載している。ただし、未提出市町村の分など一定の補正を加えている。

(1) 幼児期の学校教育、保育

① 1号認定、2号認定

		平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
1号認定＋2号認定		299.3万人	299.1万人	292.1万人
1号認定 * 1		158.3万人	127.6万人	123.7万人
2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの * 2	—	29.9万人	25.7万人
	その他	—	141.7万人	142.7万人
	合計	141.0万人	171.6万人	168.4万人

* 1

- ・ 25年度実績値は、幼稚園等の就園児数であり、共働き家庭の子どもが含まれる。
- ・ 確保方策としては、認定こども園・幼稚園(確認を受けないものを含む。)が該当。

* 2

- ・ 幼稚園の現在の利用割合を基に設定。各市町村計画では、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」を「それ以外」と区分して記載する取扱いとしている。
- ・ 確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園(確認を受けないものを含む。)が該当。

② 3号認定

	平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
0歳	17.5万人	23.1万人	23.2万人
1・2歳	75.7万人	92.9万人	91.5万人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業【新規】

平成26年度実績見込	平成29年度	平成31年度
291ヶ所	1,721ヶ所	1,843ヶ所

(注)「量の見込み」は地方単独事業と一体となっているため、「確保方策」(国事業)の集計値を示している。

②延長保育事業

平成24年度実績	平成29年度	平成31年度
74.7万人	127.7万人	127.3万人

(注) 平成29年度がピークとなっている。短時間認定児は含まない。

③多様な主体の参入促進事業【新規】

平成26年度実績見込	平成29年度	平成31年度
70市町村	124市町村	134市町村

④放課後児童クラブ

平成26年度実績	平成29年度	平成31年度
93.6万人	124.4万人	124.2万人

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)

平成26年度実績見込	平成29年度	平成31年度
7.8万人日	16.7万人日	16.5万人日

⑥乳児家庭全戸訪問事業

平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
92.0万人	95.2万人	92.4万人

⑦養育支援訪問事業

平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
12.4万人	14.0万人	14.4万人

⑧子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
306市町村	672市町村	674市町村

⑨地域子育て支援拠点事業

平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
6,233ヶ所	7,554ヶ所	7,815ヶ所

(注)「量の見込み」は地方単独事業と一体となっているため、「確保方策」(国事業)の集計値を示している。

⑩一時預かり事業(幼稚園型)(在園児のみ)

平成26年度実績見込	平成29年度	平成31年度
3442.6万人日	5208.7万人日	5156.3万人日

⑪一時預かり事業(⑩以外)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリー・サポートセンター事業(病児・緊急対応強化事業、就学児を除く)

平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
・406.3万人日(一時預かり) ・4.4万人日(トワイライトステイ)(平成26年度実績見込) ・46.6万人(ファミサポ(就学児含む))	1382.7万人日	1354.2万人日

⑫病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)

平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
46.6万人(ファミサポ分) 52.0万人日(病児保育)	223.6万人日	219.6万人日

⑬ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

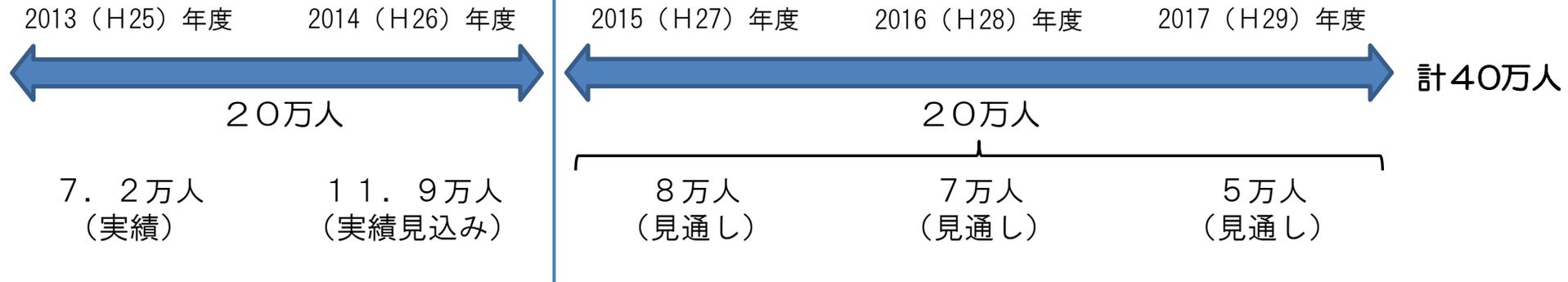
平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
46.6万人(未就学児含む)	120.5万人日	121.9万人日

⑭妊婦健診

平成25年度実績	平成29年度	平成31年度
—	1066.9万人回	1040.1万人回

待機児童解消加速化プランの目標数値との関係

現在の待機児童解消加速化プラン



市町村計画集計による量の見込み



※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合

※プランを踏まえた利用率

3歳以上児	48.5%	$\left[\begin{array}{l} 44.5\% \\ 35.1\% \\ 11.4\% \end{array} \right]$
1、2歳児	46.5%	
0歳児	16.1%	

(H26.4)

*1 実績値 (H26は見込み)

*2 H29について、2号は確保方策の集計値、3号は量の見込みの集計値

H27、H28は、前倒し整備を見込んだ値

*H26.4の利用率は「保育所」の利用率
プランの数値は小規模保育事業等を含めた数値

保育所等整備交付金

【平成27年度予算案:554億円】

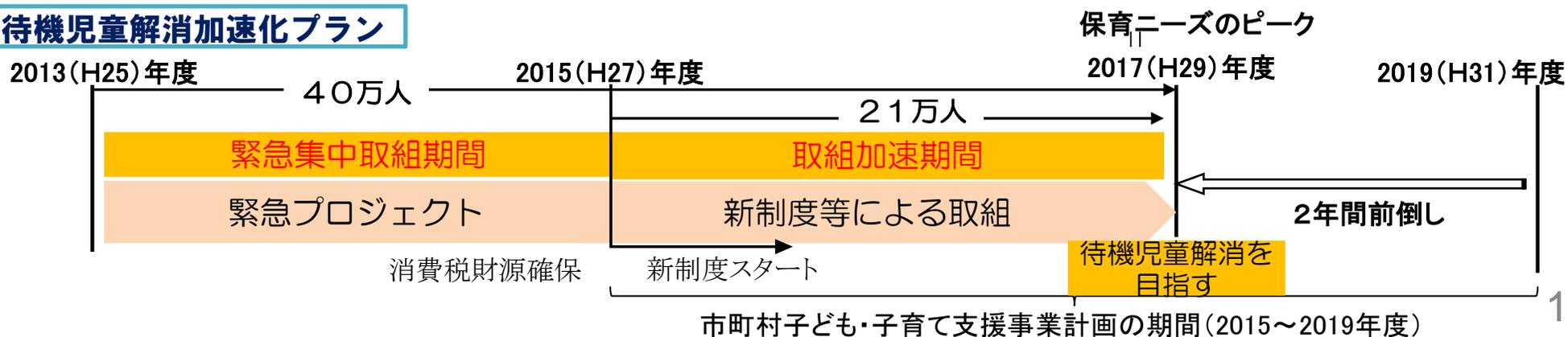
【趣旨】

- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設
- 平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の嵩上げに必要な額を確保。(1/2→2/3)

【対象事業】

- 保育所緊急整備事業（51,753百万円）
 - ・ 保育所（幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む）の創設、増築、老朽改築等
 - ・ 待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業（3,678百万円）
 - ・ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

待機児童解消加速化プラン



一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

H25

H26【保育緊急確保事業】

H27【新制度施行】

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

②余裕活用品(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

④居宅訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

各事業類型の基準について

類型	実施主体	対象となる児童	職員の類型等	設備運営基準
一般型 ※在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・その他の場所（小規模保育を想定） （・保育所（特例対象者のみ） →単価で差を設ける） 	主に非在籍園児（主に0～2歳児） （想定される者） ・二号認定 ・三号認定 ・その他地域のこども ※3歳児未満の三号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・市町村長等が行う研修を修了した者（保育所等と一体的な場合） ・当該保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員（≠当該保育所等の事務員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備運営基準（第32条、第33条第2項、第35条） ・半数以上は保育士（利用児童が3人以下の場合は児福則第1条の32に規定する研修と同等以上の内容を有するものと認められるものを修了した者を保育士みなしに） ・保育士の人数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体の場合、専任保育士は1人で他は保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員（≠当該保育所等の事務員）として良い <p>※併用する場合、それぞれの類型の基準をいずれも満たすことが原則。</p>
幼稚園型 ※在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園 <p>※保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む</p>	主に在籍園児（主に3～5歳児） （想定される者） ・一号認定 ・二号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・幼稚園教諭 ・市町村長等が行う研修を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備運営基準（第32条、第33条第2項） ・半数以上は保育士又は幼稚園教諭 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ：幼稚園教育要領 ・幼保連携型認定こども園 ：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・保育士又は幼稚園教諭の人数は2人を下ることはできないが、幼稚園等と一体の場合、専任の保育士又は幼稚園教諭は1人で他は幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭に限る）として良い
余裕活用型	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 ・家庭的保育事業等（居宅訪問型除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全て（家庭的保育事業等において制限なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・幼稚園教諭 ・家庭的保育事業者等として認可を受けている事業の従事者（居宅訪問型保育事業を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所：児童福祉施設の設備運営基準（全般） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園：認定こども園法第3条第1項に規定する主務大臣が定める設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園の設備運営基準 ・家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）：家庭的保育事業等の設備運営基準（居宅訪問型保育事業を除く）
居宅訪問型	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型事業と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業者として認可を受けている事業の従事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備運営基準

病児保育事業について

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等
交付実績（H25年度）	1,173か所 <small>（病児対応型620か所、病後児対応型553か所） （延べ利用児童数 約52万人）</small>	532か所	3か所
補助率	1/3 [国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3]		

○ 質の改善

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

(参考) 「0.7兆円の範囲で実施する」と整理していた子ども・子育て支援の「質の改善」の内容

※平成26年3月28日子ども・子育て会議資料(子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について)において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理されていた内容

1. 給付等関係

項目	内容
3歳児の職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)
研修の充実	保育教諭・保育士等1人当たり年間2日の研修機会を確保するための代替職員の配置
休日保育の充実	担当保育士の人件費の見直し
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+3%)
保育認定の2区分に応じた対応	保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士 1人(3時間分)の加配など)
	保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(▲1.7%)に軽減
小規模保育の体制強化	小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置
	地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定
	地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置

項目	内容
地域の子育て支援・療育支援	認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施
	地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置)
	障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)に係る人件費を加算(障害の程度に応じて加配)
小学校との接続の改善	公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費を支援)
減価償却費、賃借料等への対応	施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ
事務負担への対応	直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(幼稚園・認定こども園:週2日)
施設長、栄養士、その他の職員の配置	栄養士に嘱託し、アレルギー対応や低年齢児の栄養管理、食事支援等の食育を推進する取組を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置
第三者評価等の推進	第三者評価等の受審費用の支援(5年に1度の受審(半額補助))

2. 地域子ども・子育て支援事業関係

項目	内容
放課後児童クラブ事業の充実	「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに対し、取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援)
	5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置
	19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置
一時預かり事業の充実	幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)
病児保育の充実	基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) ※利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施
	看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助
利用者支援事業	教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(3中学校区に1箇所程度)
実費徴収に伴う補足給付事業	生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額の補助
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)

3. 社会的養護関係

項目	内容
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5. 5:1→4:1等)
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から15年かけて全施設で実施)
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加
	民間児童養護施設の職員給与等の改善 (+3%)

情報公表

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

分類		主な事項
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育) ・名称、所在地等 ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況) ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等) ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
運営情報		<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

- 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定子どもの第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行)。
- その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおりとなる。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	9,100円 → 3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。
 ※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
 ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

- また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

保育士確保プランによる保育士確保のための取組

【平成25年度】

【平成29年度】



6.9万人を確保

加速化プランに基づく保育士確保施策(H25~)

4.9万人

幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出 2.5万人

処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進 1.5万人

保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化 0.9万人

保育士確保プランの新たな取組

2.0万人

○保育士試験の年2回実施の推進 0.8万人

○保育士に対する処遇改善の実施
○保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進の支援
○保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援 1.2万人

○保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

+

○処遇改善加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

○平成26年度の公務員給与改善に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額※1		人件費（年額）※2	
		平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保 育 士	(福)1-29	195, 228円	197, 268円 (+2, 040円)	約 3 5 6 万円	約 3 6 3 万円 (+2. 0%)

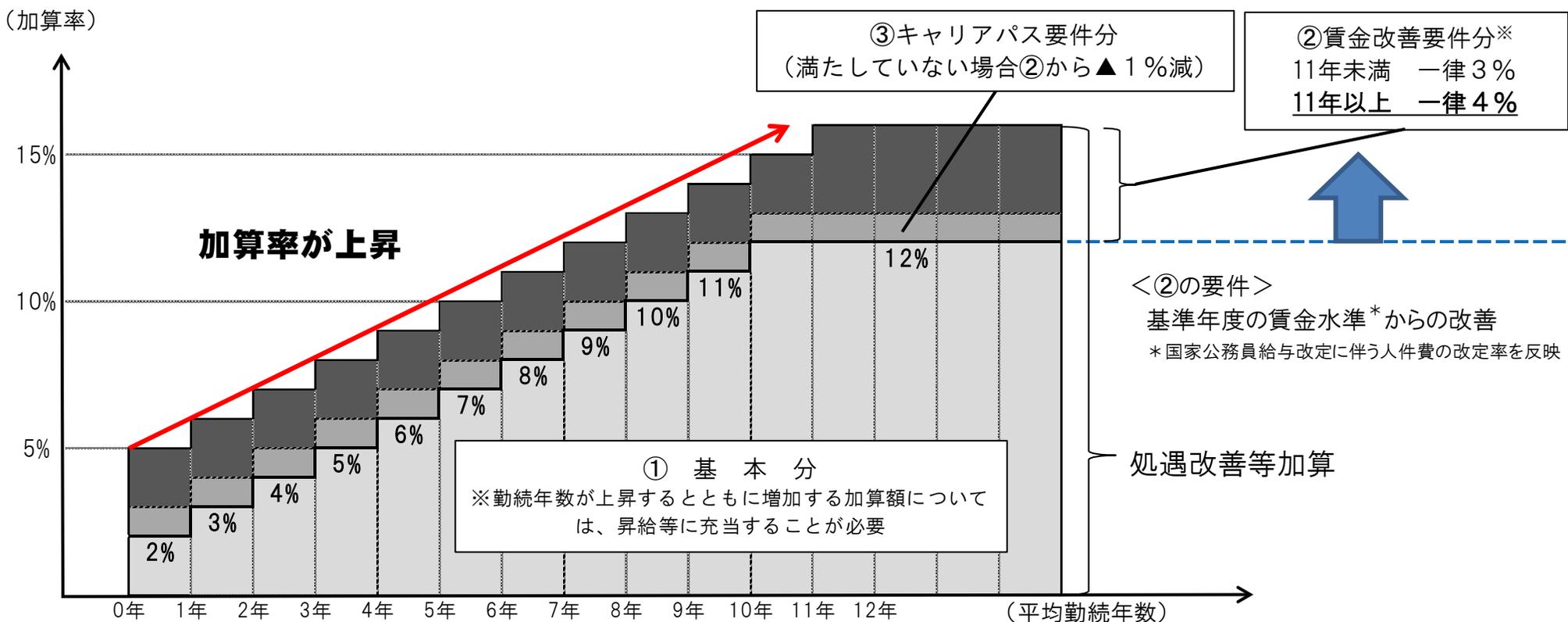
※1 俸給額とは別途、特別給与改善費を加えている。

※2 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値を用いて算定

処遇改善等加算のイメージ

○ 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

- ① 基本分は、職員1人当たり平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に充てることが要件。
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件。



※ 平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が3%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。(平成26年度と比較して平均勤続年数が同様又は下回る施設に限る。)

※ 基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

保育従事者のキャリアアップのための仕組み

- 保育士資格を有していない子育て支援員などの保育従事者等が、保育士資格を取得しやすくするための仕組みの検討
- 保育所等に勤務する保育士の実務経験年数等に応じ、保育所長・主任保育士等へとステップアップするための仕組みの検討

